

平成24年第10回笠間市教育委員会定例会会議録

1. 招集日時 平成24年10月23日（火） 午後2時00分開議
2. 招集場所 笠間市教育委員会庁舎 会議室
3. 出席者 教育委員 5名
事務局 12名
4. 傍聴人 なし
5. 提出された議題（議事） 別紙のとおり
6. 会議の概要
 - (1) 委員長 午後2時00分開会を宣す。
 - (2) 事務局 別紙により教育長事務報告をする。
委員長 事務報告についての質疑を問う。
委員長 質疑なし。
 - (3) 委員長 議案第26号 笠間市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則についてを
上程し、事務局の説明を求める。
事務局 原案に基づいて説明をする。
委員長 質疑を問う。
委員長 定例会議案5ページの表にある「限度額」というのは、この額が保育料から引かれるということですよ。この「限度額」を払うという意味ではなくて。
事務局 そうです。その「限度額」を保育料からマイナスするということです。
委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。
委員長 議案第27号 笠間市立幼稚園園則の一部を改正する規則について
を上程し、事務局の説明を求める。
事務局 原案に基づいて説明をする。
委員長 質疑を問う。
委員 県から補助金が出るんですか。
事務局 出ません。
委員 小学校の放課後児童クラブには出ていますよね。
事務局 児童クラブにも出ていません。
委員 なんで出ないんですか。
教育長 義務教育ではないからです。
委員 ということは、保護者が全額負担するんですか。
事務局 預かり保育料については前回の委員会でもお伝えしましたが、保育料

だけでは足りないので、不足分は市が負担しています。公立幼稚園に対する県や国からの補助はありません。国から就園に対する補助はありますが。

委員
教育長

それは不公平ですよ。

そもそも、国の規定で幼稚園の保育時間は4時間と決まっているんです。それを延長して15時まで面倒を見ているんです。例えばPTAの集まりがあると言って、15時から17時まで預かるのが延長保育です。全員一斉にやるのではなくて、親の都合などで希望する場合のみ預かります。そのため一律国から補助を出してもらうというのは難しいかと思えます。

私立幼稚園には補助金が出ているんです。私立高と同じような形で、国と県から出ています。全国的に、国や県から公立幼稚園への補助はありません。

委員長
委員長

異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

議案第28号 笠間市立幼稚園預かり保育に関する実施要綱についてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局
委員長
委員

原案に基づいて説明をする。

質疑を問う。

これは同一幼稚園に通っている園児しか利用出来ないんですか。例えば、こじか幼稚園などの私立幼稚園に通っている幼児が稲田幼稚園の預かり保育を利用するといったことは出来るんですか。

事務局
委員長
事務局
委員長
委員長

基本的には、その園に在籍する園児のみが対象になります。

預かり保育の費用はかかるんですか。

預かり保育の指導員を雇うので、その分がかかります。

異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

議案第29号 笠間市自家用車の公務利用に関する取扱要綱の一部改正についてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局
委員長
委員長
教育長
事務局
委員長
委員長

原案に基づいて説明をする。

質疑を問う。

自家用車に児童生徒を乗せるということはあるんですか。

それは出来ません。

児童生徒を乗せることは出来ないという決まりがあります。

異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

議案第30号 笠間市学校給食センター調理業務プロポーザル審査委員会設置要綱についてを上程し、事務局の説明を求める。

事務局
委員長
委員
事務局

原案に基づいて説明をする。

質疑を問う。

プロポーザルとはどういうものですか。

仕様書の代わりに業者からの提案書に基づいて、委員が業者を選定するという事です。

委員 例えば、予算いくらで何カロリーの給食を配膳するというように提案で出されるのでしょうか。

事務局 審査委員の中には栄養職員もいますので、栄養職員が調理の仕方や流れをチェックします。ただ、栄養管理については業者ではなく市の責任でやるべきことなので、調理事務にあたっての心構えなどを見て業者の良し悪しを決めることになります。

委員長 入札で決めるわけではないということですね。

事務局 仕様書の中で費用も提示してもらいますが、見るポイントとしては低くなります。あまり金額だけ見ても仕方が無いので。

委員長 異議なしの声により全員に再確認し、原案どおり可決する。

(4) その他

委員 正教員の新採研修は多い一方、講師の研修は年1回くらいで、新しく講師として採用された方が研修をせずに担任をしている状況が多いと聞きました。教育委員会月報10月号の92ページに教育公務員特例法概説というのがありまして、それを見ると研修対象に講師も入っているんですよ。やっぱり講師も正教員と同じようにやらないといけないのではと思います。研修に関しては県のほうでやることで、こちらがやることでもないと思いますが、担任をするのは非常に大変なことなので、できれば教育長から県に提案をしていただきたいと思います。

教育長 講師の研修は必要なんですが、難しい部分があります。

正採用の初任者については、研修をやらないといけないと法律で定められています。一方、講師の報酬は日割り計算ですし、形態も常勤や非常勤などいろいろあり、一概に設定することが出来ず、なかなか難しいというのがあります。また、出張関係も市外で行われる場合、正教員の旅費は県が負担しますが、講師の場合県はそこまで面倒を見ません。ただ、年度初めに年1回研修をすることは義務付けられています。

委員 教育委員会月報には、助教諭・講師に対しても任命権者は採用した日から1年の間に必ず研修を実施するとありますが。

教育長 それに該当するのは本採講師です。今茨城では採っていません。例えば、小学校教諭免許しか持っていない教員が中学校に勤務する場合、本採講師という形で採用するんです。今議題になっている講師は、非常勤講師もしくは臨時的任用教諭と言われている講師です。

委員 非常勤講師でも1、2年契約するんですよ。

教育長 非常勤講師は一番短くて1ヶ月、長くて1年です。

委員 普通に講師をやっている担任も任せるのは、非常にアンフェアだと思います。

教育長 講師の指導は学校で行っていきます。大学を卒業してすぐ講師になった人もいれば、10年間講師をやっている人もいます。同じ講師と言っても、各々の力量はばらばらです。また、こういうふうにやるというのは、1回研修を受けて身につくものではなく、学校で育てていくものです。そうしないと育っていきません。訪問指導でも具体的な指導をしています。

委員 私の知り合いには、担任があまりにも忙しくて、結局3年浪人した人がいます。勉強しなければならぬのだから、担任を任せるのは良くないのではと思います。

教育長 講師の仕事が続けるかどうかは、結局は本人の判断になります。しかし、講師をしながら受験をするほうが合格率は高いんです。子供たちを前にするほうが勉強になる。今、教員試験は39歳まで受けることが出来ます。今年笠間でも39歳の方が受かりました。最後は本人の判断です。

事務局 非常勤講師は、子どもの前で授業をした時間しかカウントされないんです。15時間、20時間と言う枠はありますが、研修の時間は0です。今年は若手教員研修を各学期1回、正教員の初任者に対して行っています。今課題となっている非常勤講師に対しては、市の訪問と位置づけ、計画的にやっていかないといけないと考えているところです。産休など緊急の欠員はやむを得ませんが、あらかじめ欠員補充が必要だと分かっている場合でも非常勤講師が配置されることが多い。非常勤講師で賄おうとする考えが強いんです。個人的には、正式採用枠を増やして配置するべきだと思います。

委員 笠間市では正式採用枠は設けられないのですか。

教育長 今、講師も足りない状況なんです。例えば、友部中はあの規模でも技術の先生がいないんです。他校から兼務の形で来てもらっています。正式採用して欲しいという要望は毎年していますし、講師を雇うより新採を採ったほうが給料も安いのではないかという話もしています。今、あと数年で定年だという方がすごく多いんですよ。その人たちが一斉にやめていくと、毎年600人とかずつ足りなくなってくる時代が来ます。学校数も児童生徒の数も減っていますが、35人学級だとかになれば結局同じくらい必要になるので、予測がつかない部分があります。また、定年間近の方は給料も高額ですが、その方々が退職しないと給料も回せません。やめた分だけ採用し、平準化していかないといけない。高校は定年で大勢辞めても大丈夫のように平準化しながら上手にやっているけれども、義務教育はそうはなってないんです。

委員長 講師は調整弁になっているんです。半年ごとで契約が切れるので、それで調整している。また、高校は講師に指導教員をつけ、年間何時間

研修をやると決まっています。

教育長 義務教育では、指導に充てる教員はいません。
委員長 高校の非常勤講師は担任につけないというルールがありますが、担任につく場合もあります。

教育長 でも、ルールがあるだけ違います。
委員 今年度講師で担任をされている方は何人いるんですか。
事務局 常勤講師が小学校24名、中学校7名の計31名おり、そのうち小学校24名全員、中学校2名の計26名が担任をしています。非常勤講師は小学校で13名、中学校で9名おり、1日4～6時間の勤務です。こちらの非常勤の方々に研修の機会が無いというのは課題として捉えております。通常に入っている方は計画訪問や研究会などで研修の機会があるんですが、非常勤の方は全く無い状況ですので、考えていきたいと思えます。

委員 非常勤講師はどれくらいの割合で授業に入っているんですか。
事務局 TT(ティーム・ティーチング)が多いです。時間は多くて29時間ですが、20時間、つまり午前中だけの場合もあります。

教育長 笠間でも講師が80～90人の世界ですよ。それでもまだ良いほうです。県西・県南は講師のなり手がいないので、もっと大変です。水戸は100人を越えるでしょうから、もっと大変です。

事務局 優秀な講師を確保するのも大変です。
委員 やっぱり茨城大出身の教員が多いんですか。
教育長 以前よりは少なくなりました。全国から来るようになったのと、茨城キリスト大や常盤大でも小学校教員免許が取れるようになったためです。

委員 群馬大・茨城大・宇都宮大をひとつにして教育学部を作ろうという構想もありましたが、あれはどうなったんですか。
教育長 教育学部を統合するというのは、無くなりましたね。教員専門の大学を作っても希望者がそんなにいないですから。難しいですよ、そういうことよりも勉強しながら教員免許を取ることが今必要なのかな、という気もしますよね。

委員 でも秋田の教育学部は良くやってますよね。成績が一番良いとか。
教育長 ただ、秋田も福井もそうですが、難しいですよ。全国学力調査で点数が高く、子どもの学力が高いと言われているところの大学進学率が高いかという、そうではないんですよ。小学校や中学校での学力が高いということは基本が出来ているということで、実際には上に行くともた違う面があるんです。だから難しい。

委員 分かりました。

(5) 委員長 午後3時05分閉会を宣す。

7. 議決事項

議案第26号	笠間市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則について	可決
議案第27号	笠間市立幼稚園園則の一部を改正する規則について	可決
議案第28号	笠間市立幼稚園預かり保育に関する実施要綱について	可決
議案第29号	笠間市自家用車の公務利用に関する取扱要綱の一部改正について	可決
議案第30号	笠間市学校給食センター調理業務プロポーザル審査委員会設置要綱について	可決